

- 2A-1 「発明」とは、自然法則を利用した[]の[]のうち高度のものである。
- 2A-2 特許制度は、[]に寄与することを目的とし、著作権制度は、[]に寄与することを目的とする
- 2A-3 特許権、意匠権、著作権は[]についての権利であり、商標権は[]についての権利である。
- 2B-1 特許制度は、発明者をして発明を[]させ、その[]として、一定期間その発明を独占させるもの
- 2B-2 エネルギー保存の法則や万有引力の法則など[]自体は特許の対象ではない。また、数学上の公式やゲームのルールは[]を利用していないので、発明ではない。
- 2B-3 特許制度は、企業や発明者の[]を刺激し、その[]を回収させるもの
- 3A-1 「発明」とは、[]を利用した[]の創作のうち高度のものである。
- 3A-2 X線の発見は、単なる発見であって創作でなく、永久機関は、[]に反するもので発明ではない。
- 3A-3 技術的思想であることとは、[]を達成するための手段で、誰がやっても[]が得られるものである。
- 3B-1 反覆実施してその目的とする[]をあげることができる程度にまで具体化され、客観化されたものでなければ、発明[]である。
- 3B-2 植物の新品種の発明では、科学的にその植物を再現することが[]において可能であれば足り、その[]が高いことを要しない。
- 3B-3 ある行為が特許権行使の対象となるものであるか否かは、必ずしも直ちに一義的に明確になるとは限らず、結果的には特許権侵害ではないとされる行為に対しても、差止請求などの形で[]がなされることも決して少なくないことは、[]に顕著である。
- 4A-1 発明を論文等で発表して公知にしても、発表から[]に30条適用出願をすると、公知になったものとして扱われない。
- 4A-2 公知の発明から[]が容易に発明することができた発明は[]がないとして特許されない。
- 4A-3 特許性判断の基準日となるのは、[]であり、特許登録時に[]な技術であつても特許になり得る。
- 4B-1 特許明細書は、[]としての性格と、[]としての性格があるから、明確に記載する必要がある
- 4B-2 盲人のために[]を可能とするため、パンチ孔を穿った紙幣は、[]にならないとする東京高裁の判決がある。
- 4B-3 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、[]の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができ、[]の記載で判断される。
- 5A-1 実施例が二つと比較例が二つ記載されているにすぎず、[]を開示して記載しているとはいえ、特許請求の範囲の記載が、明細書の[]に適合するということとはできない。
- 5A-2 特許出願に係る発明のうち、特許出願時には公開されていなかった先願発明と同一である部分を、いわゆる「[]」によって除外する[]を請求することは認められる。
- 5A-3 出願書類は、発明の内容を[]が読んで実施できる程度に具体的に記載されていること、及び権利を求める[]が明確であることが必要である。
- 5B-1 職務発明とは、会社の[]に属し、発明をするに至つた行為が従業員の[]の職務に属する発明である。
- 5B-2 発明をすることにより、[]権利を取得し、[]になることができる。
- 5B-3 共同発明では、[]権利は全員にあり、全員で出願することを要し、持分譲渡には、[]の同意が必要である。